平成２３年（フ）第２３号
奈良県吉野郡大淀町大字桧垣本1010番地の95
債務者　大濵　武信
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２３年（フ）第２４号
奈良県吉野郡大淀町大字桧垣本1010番地の95
債務者　大濵　里美
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２３年（フ）第７７号
広島県呉市和庄本町７―16　レオパレスＰｌａｇｅ203、住民票上の住所広島県呉市幸町８－１　海上自衛隊
債務者　中田　健治
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第７８号
広島県呉市広駅前２丁目６番39―302号
債務者　永濱　清美
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第８２号
広島県呉市仁方中筋町４番17号
債務者　百田　寛司
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第８３号
広島県呉市仁方中筋町４番17号
債務者　百田　幸子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第２２１号
大分市高松東１丁目４番15号　エクセレント高城205
債務者　本田　圭司
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１０７号
宮崎県延岡市北一ケ岡１丁目９番３―306号
債務者　坂井　良一
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第３４号
兵庫県豊岡市出石町宮内1568番地
債務者　川見　正明
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第３９号
兵庫県淡路市富島1057番地
債務者　倉本美代子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第２３１号
盛岡市南大通１丁目10番28―605号
債務者　坂東佳澄こと　馬　　鳳霞
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２５０号
岩手県岩手郡滝沢村鵜飼字清水沢14番地２
債務者　三上　　忠
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１８０号
神戸市西区北別府２丁目７番地の４　マインドスクエア伊川102号
債務者　佐藤　祥史
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第３３号
佐賀県唐津市西大島町８番２号
債務者　土橋　茂一
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第３４１号
神戸市灘区岩屋中町１丁目４番１号　島文社宅204号
債務者　大畠　正宣
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３６４号
神戸市垂水区舞子台８丁目16番１―702号
債務者　下村　美香
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３７９号
神戸市中央区北本町通３丁目２番１―307号
債務者　宇高小奈江
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５３５号
神戸市灘区六甲町３丁目４番21号　六甲安田マンション202号
債務者　摩耶建装こと　瀬底　一浩
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部